

改正	平成22年10月7日法人規程第4号	平成25年2月26日法人規程第13号
	平成26年3月13日法人規程第13号	平成27年3月12日法人規程第26号
	平成29年12月28日法人規程第26号	令和6年3月31日法人規程第33号
	令和7年5月28日法人規程第2号	

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人九州歯科大学職員就業規則（平成18年法人規程第10号。以下「就業規則」という。）第58条の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（就業規則第3条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が退職（解雇を含む。以下同じ。）又は死亡した場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、就業規則第25条の規定により採用された者（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）には、第4条及び第16条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、支給しない。

2 職員が退職した場合（第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員（定年前再雇用短時間勤務職員を除く。）となったときは、その退職については、退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (退職手当の支払)

第3条 この規程の規定による退職手当は、この規程の規定によりその支給を受けるべき者の申出により、口座振込みの方法により行うことができる。

2 一般の退職手当及び第18条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条まで及び第12条から第14条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第15条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が月額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の月額に相当する額とし、公立大学法人九州歯科大学教員年俸規程（平成18年法人規程第15号。以下「年俸規程」という。）の適用を受ける者については、年俸額（基本年俸及び業績年俸の合計額をいう。）に1,000分の54.5を乗じた額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第97条第1項に規定する障害等級に該当する程度の障がいのある傷病とする。以下同じ。）又は死亡によらず、かつ、第17条第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職したもの（第23条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第26条第2項第1号から第3号までの規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第15条第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第22条第2号の規定により退職した者
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事の承認を得たもの
- (3) 第17条第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第2号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、就業規則第22条第2号の規定により退職した者
- (2) 就業規則第26条第2項第6号又は第7号の規定による解雇の処分を受けて退職した者
- (3) 第17条第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第2号に規定する退職すべき期日に退職した者

- (4) 業務上の傷病又は死亡により退職した者
 - (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長の承認を得たもの
 - (6) 25年以上勤続し、第17条第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第2号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- （給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）
- 第8条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- (1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - (2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第20条第1項に規定する地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第19条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第23条第1項若しくは第25条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第18条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第20条第1項に規定する地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。
- (1) 職員としての引き続いた在職期間
 - (2) 第20条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - (3) 第20条第2項に規定する再び職員となった者の同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
 - (4) 第21条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
 - (5) 第21条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた役員としての引き続いた在職期間
 - (6) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が別に定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条 第6条第1項第3号及び第7条第1項(第1号を除く。)に規定する者のうち、就業規則第24条に規定する定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項及び第7条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第8条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第10条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職の理由の記録)

第11条 理事長は、第6条第1項第2号及び第7条第1項第5号に掲げる者の退職の理由について、理事長が別に定めるところにより、記録を作成しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第12条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第13条 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第8条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職

日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第14条 第9条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条	第5条から第7条まで	第9条の規定により読み替えて適用する第7条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年つき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第9条の規定により読み替えて適用する第7条の
第13条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の
	同項第2号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	第9条の規定により読み替えて適用する同項の
第13条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第13条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	第8条第1項第2号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

（退職手当の調整額）

第15条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第18条の規定による休職（理事長が別に定めるものを除く。）、就業規則第43条第2項の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第19条第4項において

「休職月等」という。)のうち理事長が別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 70,400円
- (2) 第2号区分 65,000円
- (3) 第3号区分 59,550円
- (4) 第4号区分 54,150円
- (5) 第5号区分 43,350円
- (6) 第6号区分 32,500円
- (7) 第7号区分 27,100円
- (8) 第8号区分 21,700円
- (9) 第9号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第6号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規程により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第16条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の基本給月額とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれに準ずる額をいう。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第17条 理事長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20を減じた年齢以上の年齢である職員及び勤続期間が20年以上である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃又は事業所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は事業所に属する職員を対象として行う募集

2 理事長は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をす

る人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であって理事長が別に定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、理事長が別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第2号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

（1） 公立大学法人九州歯科大学非常勤職員等就業規則（平成18年法人規程第32号）第55条第2項により退職手当の支給を受ける者

（2） 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

（3） 就業規則第43条第2項の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、理事長は職員に対しこれらを強制してはならない。

5 理事長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、理事長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

（1） 応募者が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合

（2） 応募者が応募をした後就業規則第43条第2項の規定による懲戒処分（第3項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

（3） 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4） 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、理事長が別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

7 理事長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、理事長が別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

（1） 第23条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（2） 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前号に掲げるものを除く。）。

（3） 就業規則第43条第2項の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び第3項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

（4） 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第18条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする

る。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（勤続期間の計算）

第19条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員（定年前再雇用短時間勤務職員を除く。）となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項並びに次条の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に限る。）、第6条第1項（事業所の移転による退職に限る。）又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、第16条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（地方公務員等から職員となった者等の在職期間の計算）

第20条 前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公共団体、法人以外の地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に定める独立行政法人をいう。）又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等のうち、法人の事務又は事業と密接な関連を有する事業を行うもので理事長が指定するもの（これらの団体の退職手当（これに相当する給付を含む。以下同じ。）に関する規程において、職員が法人の要請に応じ、引き続いて当該団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている団体に限る。以下「地方公共団体等」という。）に雇用される者又はその役員（当該地方公共団体等の退職手当に関する規程において退職手当の支給対象とされているものに限る。以下「地方公務員等」という。）が、地方公共団体等の要請に応じて、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間にはその者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 職員が、法人の要請に応じ、引き続いて地方公務員等となるため退職をし、かつ、引き続き地方公務員等として在職（その者がさらに引き続き当該地方公共団体等の要請に応じ、引き続いて他の地方公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から、後の職員としての在職期間までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 前2項の場合における、職員としての引き続いた在職期間として計算される期間については、前条第1項から第4項までの規定を準用して計算する。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月額）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
- 4 第1項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合、又は職員が第2項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第1項に規定する地方公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。
- 6 前各項に定めるもののほか、前条第1項に規定する在職期間の計算に関し必要な事項は、理事長

が別に定める。

（役員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第21条 職員のうち、引き続いて法人の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続いて役員として在職した後、役員としての退職手当の支給を受けることなく引き続いて再び職員となった者の第19条第1項に規定する在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 役員が引き続いて職員となるため退職し、かつ、退職手当の支給を受けることなく引き続いて職員となった場合におけるその者の第19条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における役員としての在職期間の計算については、第19条の規定を準用する他、別に定める。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合においては、別に理事長が定める場合を除き、この規定による退職手当は支給しない。

（定義）

第22条 本条から第28条までにおいて、「懲戒解雇等処分」とは、就業規則第43条第2項の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第23条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して必要と認めるときは、理事長は、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

（1） 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者

（2） 就業規則第26条第1項の規定による失職（同項第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容をホームページに掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第24条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

（1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

（2） 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払いを差し止める処分を行うことができる。

（1） 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業

務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、処分があったことを知った日から60日以内に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った理事長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第25条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第23条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し就業規則第43条第2項の規定による懲戒解雇処分（以下「定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として

の引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第23条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取については、理事長は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、前項の処分の名宛人となるべき者に対し、処分の内容及び根拠となる規程等の条項、処分の原因となる事実及び意見を聴取する期日場所等を書面により通知しなければならない。その他意見の聴取に関し必要な事項は理事長が別に定める。
- 5 第23条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第26条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第23条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第27条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第23条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第23条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 第25条第4項の規定は、前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第28条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第26条第1項又は前条第1項

の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第26条第4項又は前条第3項において準用する第25条第4項の規定による通知を受けた場合において、第26条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第24条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けた場合において、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第23条第2項及び第26条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 第25条第4項の規定は、前項において準用する第26条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

（委員会への諮問）

第29条 第25条第1項第3号若しくは第2項、第26条第1項、第27条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下「退職手当の支給制限等の処分」という。）の調査審議は、理事長

が設置する委員会（以下「委員会」という。）が理事長の諮問に応じ行う。

- 2 理事長は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、委員会に諮問しなければならない。
- 3 委員会は、第25条第2項、第27条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（この規程の実施に関し必要な事項）

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 法人の成立の日の前日に福岡県職員（福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和38年福岡県条例第27号。以下「福岡県退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。）であつた者であつて地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となつた者（以下「承継職員」という。）の第19条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間については、地方独立行政法人法第61条の規定により、その者の福岡県職員としての引き続いた在職期間（福岡県退職手当条例の規定により算定される在職期間をいう。附則第10項において同じ。）を法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。ただし、その者が福岡県を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。
 - 3 承継職員であつて、公立大学法人九州歯科大学教員年俸規程（平成18年法人規程第15号。以下「年俸規程」という。）が適用される教員に対する退職手当の額については、第5条第1項中「1,000分の54.5」とあるのは、「法人の成立の日の前日にその者が福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）に基づき受けていた給料月額をその者の平成18年度の年俸額で除して得た数」とする。ただし、承継教員のうち、福岡県公立学校職員の給与に関する条例に規定する教育職給料表（一）の適用を受けていなかった者に対する退職手当の額については、理事長が別に定める。
 - 4 当分の間、承継教員であつて年俸規程が適用される教員に対する退職手当の額の算定については、前項による給料月額が、退職日現在における年俸規程第8条第1項に定める基本年俸の月割額の範囲内で理事長が定める額に満たない場合は当該額を給料月額とする。
- （退職手当の基本額にかかる特例）
- 5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第5条から第9条まで及び附則第12項から第22項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第16条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。
 - 6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第8条及び附則第14項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 7 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で、規程第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は同項規定にかかわらず、その者が規程第7条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同規程附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
 - 8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第7条又は附則第13項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

- 9 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で福岡県退職手当条例附則第43項の規定に基づき福岡県人事委員会が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第16条第2項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。
- 10 福岡県退職手当条例附則第45項の規定に該当する福岡県職員が、同項の規定により、同条例の規定による退職手当を支給されないで、引き続いて法人の職員となった場合におけるその者の福岡県職員としての引き続いた在職期間については、法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。
- 11 承継職員については、福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第2号）附則第2条から第5条までの規定を準用する。
- 12 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（第6条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第12項」とする。
- 13 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤務した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（第7条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第13項」とする。
- 14 公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（平成18年法人規程第14号。以下「給与規程」という。）令和5年4月1日改正附則第2項の規定による職員の給料月額の変額改定（附則第20項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の変額改定に該当しないものとする。
- 15 当分の間、第6条第1項第3号並びに第7条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第9条及び第14条の規定の適用については、第9条本文中「就業規則第24条に規定する定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）」とあるのは「令和5年4月1日改正前就業規則（以下「旧就業規則」という。）の定年（教員にあっては65歳とし、教員以外の職員にあっては60歳とする。）に達する日以後における最初の3月31日」と、第9条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第8条第1項第1号の項及び第8条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る旧就業規則の定年（教員にあっては65歳とし、教員以外の職員にあっては60歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 16 当分の間、第6条第1項第3号並びに第7条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第9条及び第14条の適用については、第9条本文中「1年」とあるのは「零月」と、同条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第8条第1項第1号の項及び第8条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

教員	65歳
教員以外の職員	60歳

- 17 当分の間、第6条第1項第3号及び第7条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第9条及び第17条の規定の適用については、第9条本文中「20年を」とあるのは「15年を」と、第17条第1項第1号中「20を」とあるのは「15を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第9条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第17条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 18 当分の間、第7条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第9条及び第14条の規定の適用については、第9条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第8条第1項第1号の項及び第8条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数

が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「附則第16項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

19 当分の間、第7条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第9条及び第14条の規定の適用については、第9条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第8条第1項第1号の項及び第8条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第8条第1項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項及び次項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（1） その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（2） 7割措置前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

（3） 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第5条から第7条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号イに掲げる割合

21 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

（1） 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

（2） 60未満 次のイ又はロに掲げる前項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額

イ 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

ロ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に前項第2号イに掲げる割合から前項第2号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

22 定年前再雇用短時間勤務職員が退職し、引き続いて職員となった場合における当該定年前再雇用短時間勤務職員としての在職期間は、第19条第1項の規定にかかわらず、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

23 前各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。

附 則（平成22年10月7日法人規程第4号）

（施行期日）

この規程は、平成22年10月7日から施行する。

附 則（平成25年 2 月26日 法人規程第13号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年 2 月26日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程（法人規程第 7 号。以下「新退職手当規程」という。）附則第 4 項から第 7 項までの適用については、第 4 項中「100分の87」とあるのは、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成25年 9 月30日までの間にあっては「100分の98」と、同年10月 1 日から平成26年 6 月30日までの間にあっては「100分の92」とする。
（平成25年 3 月31日 定年退職者に係る特例）
- 3 平成25年 3 月31日に退職した者（就業規則第19条第 2 号の規定により退職した者に限る。）に係る新退職手当規程附則第 4 項から第 7 項までの適用については、前項の規定にかかわらず、これらの規定中「100分の87」とあるのは「100分の100」とする。
（承継職員に係る特例）
- 4 新退職手当規程附則第10項の適用については、施行日から平成26年 6 月30日までの間は、福岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年福岡県条例第 2 号）附則第 4 条、第 5 条の規定を準用する。

附 則（平成26年 3 月13日 法人規程第13号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年 3 月13日から施行する。
附 則（平成27年 3 月12日 法人規程第26号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成29年12月28日 法人規程26号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年 1 月 1 日から施行する。
（平成30年 3 月31日 定年退職者に係る特例）
- 2 平成30年 3 月31日に退職した者（就業規則第19条第 2 号の規定により退職した者に限る。）に係る改正後の公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程附則第 5 項から第 8 項までの適用については、「100分の83.7」とあるのは、「100分の85.3」とする。

附 則（令和 6 年 3 月31日 法人規程33号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和 6 年 3 月31日から施行する。
（経過措置）
- 2 暫定再雇用職員は、改正後の公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程（以下「新退職手当規程」という。）第 2 条第 1 項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新退職手当規程の規定を適用する。
- 3 教員が次の表の左欄に掲げる期間において、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えて退職する場合（第23条第 1 項各号のいずれかに該当する場合及び第 6 条又は第 7 条に規定する退職に該当する場合を除く。）のこの規程の適用については、定年により退職したものとみなす。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間	61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間	62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間	64 歳

附 則（令和 7 年 5 月28日 法人規程第 2 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この規程の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行後にした行為に対して、他の規程等の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程等の規定の例によることとされる罰則を適

用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規程等の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程等の規定の例によることとされる人の資格に関する規程等の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程第24条第1項及び第5項、第25条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第28条第4項並びに公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程第28条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。